

2020 第一回IQ FOIL 全日本選手権
帆走指示書

1 規則

- 1.1 本大会は『セーリング競技規則』（以下「規則」という）に定義された規則を適用する。
- 1.2 [DP]は、プロテスト委員会の裁量によりペナルティーを失格より軽減することができることを意味する。
[SP]は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これは規則 63.1 および付則 A 5 を変更している。
[NP]は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a) を変更している。
- 1.3 付則 T を適用する。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、規則 A 1 1 を変更している。

2 競技者への通告

競技者への通告は、クラブハウス北側に設置された公式掲示板に掲示する。

3 帆走指示書の変更

帆走指示書（以下「指示」という。）の変更は、それが発効する当日の9：00までに掲示する。ただし、レース日程の変更は、発効する前日の18：00までに掲示する。

4 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、クラブハウス北側2階テラスに設置された信号柱に掲揚される。
- 4.2 音響信号と共に掲揚されるD旗は、「予告信号は、D旗の掲揚後30分以降に発せられる。[艇は、この信号が発せられるまで、指定されたバースから離れてはならない]」ことを意味する。[DP]
[NP]
- 4.3 予告信号予定時刻の30分前までにD旗を掲揚しない場合、そのレースのスタートは、時間に定めなく延期している。

5 日程及びフリート分け

5.1 レース日程

日程	時刻	
11月21日(土)	13:00	最初のクラスの予告信号
11月22日(日)	10:00	その日の最初のクラスの予告信号
11月23日(月)	10:00	その日の最初のクラスの予告信号

- 5.2 レース数は、各クラス15レースとする。なお 1日の最大レース数は5レースとする。
- 5.4 11月22日(日)、23日(月)の毎朝8：45から、場内アナウンスを用いてレース委員会・プロテスト委員会・監督・選手によるブリーフィングを行う。
- 5.5 1つのレース又は一連のレースが、間もなく始まることを艇に注意を喚起するために、予告信号を

発する最低5分前に音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

5.7 11月23日(月)は、14:00より後に予告信号を発しない。

6 クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

クラス	旗の色と形象
IQ FOIL 男子	G旗
IQ FOIL 女子	F旗

7 レース・エリア

「添付図 1」 にレース・エリアの位置を示す。

8 コース

8.1 「添付図 2」の見取図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。

8.2 予告信号以前に、レース委員会の信号艇船尾に、帆走すべきコース、最初のレグのおおよそのコンパス方位を示す掲示板を掲示する。

9 マーク

9.1 マーク1は赤色の三角錐ブイ、マーク1aはピンク色のシリンダーブイ、マーク2Pは黄色のシリンダー形に青帯のブイ、マーク2Sは黄色のシリンダー形に赤帯のブイ、スラロームマークS1は、赤色円錐形ブイ、S1aはピンク色のシリンダーブイ、スラロームマークS2, S3, S4は黄色のシリンダー方に青帯、帯無し、赤帯のブイとする。

9.2 スタート・マークはスターボードの端にあるレース委員会の信号艇とポートの端にあるオレンジ色の円柱形ブイとする。

9.4 フィニッシュ・マークはスターボード端にあるレース委員会艇とポートの端にある赤色の三角錐ブイとする。

10 スタート

10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ旗を掲揚しているポールとスタート・マークのコースの側の間とする。

10.2 スタートの信号は以下のとおりとする。

スラロームスタート

	時間	フラッグ	音響信号
予告信号	スタート3分前	クラス旗掲揚	1声
準備信号	スタート2分前	U旗または黒色旗掲揚	1声
1分前	スタート1分前	U旗または黒色旗降下	長音1声
スタート	スタート	クラス旗降下	1声

上下コーススタート

	時間	フラッグ	音響信号
予告信号	スタート5分前	クラス旗掲揚	1声
準備信号	スタート4分前	U旗または黒色旗掲揚	1声
1分前	スタート1分前	U旗または黒色旗降下	長音1声
スタート	スタート	クラス旗降下	1声

10.3 スタート信号後、4分より後にスタートする艇は、審問なしに『スタートしなかった』(DNS)と記録される。これは規則A4を変更している。

1.1 コースの次のレグの変更
スタート後のコース変更は行わない。

1.2 フィニッシュ
フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールとフィニッシュ・マークのコースの側の間とする。

1.3 ペナルティー方式

1.4 ターゲットタイムとタイムリミット

14.1 各クラスのそれぞれのターゲットタイム、タイムリミットは、次のとおりとする。

コース	ターゲットタイム	タイムリミット	フィニッシュウインド
スラローム	3分	8分	2分
上下コース	15分	25分	10分

14.2 規則30.3、30.4に違反しないでスタートした最初の艇がコースを帆走してフィニッシュウインド内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった』(DNF)と記録される。この項は規則35、A4、A5を変更している。

1.5 抗議と救済要求

15.1 抗議書は、「レース申告受付所」で入手できる。抗議及び救済又は審問再開の要求は、適切な締切時間内に「レース申告受付所」に提出されなければならない。

15.2 抗議締切時刻はその日の最終レース後、又はレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。

15.3 審問の当事者であるか、又は証人として名前があげられている競技者に審問のことを知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告が掲示される。審問は、公式掲示板に掲示した時刻に始められる。

15.4 レース委員会、テクニカル委員会又はプロテスト委員会による抗議の通告を規則61.1(b)に基づき伝えるために公式掲示板に掲示する。

15.5 指示13に基づき規則42違反に対するペナルティーを課せられた艇のリストは、掲示される。

15.6 レースを行う最終日では、審問再開の要求は、次の時間内に提出されなければならない。

(a) 要求する当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。

(b) 要求する当事者がその当日に判決を通告された後30分以内。

15.7 レースを行う最終日には、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から30分以内
に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。

1 6 得点

16.1 シリーズが成立するためには、3レースを完了することを必要とする。

16.2 3レース以上完了した場合、艇のシリーズの得点は、最も悪い得点を除外したレース得点の合計と
する。8レース以上完了した場合は、次に悪い得点も除外したレースの得点の合計とする。

14レース以上完了した場合は、その次に悪い得点も除外したレースの得点の合計とする。

16.3 参加艇数とは、本大会に参加が認められた艇の数とする。

16.4 指示1.2により標準ペナルティーを課された艇の得点記録の略語は「STP」である。

1 7 安全規定[NP]

17.1 競技者は衣類又は個人装備を一時的に替えたり整えたりする間を除き、水上にいる間は個人用浮揚
用具(ライフ・ジャケット)及びヘルメットを着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・
スーツは個人用浮揚用具ではない。クラス規則により規定された場合を除き、個人用浮揚用具は、
ISO 12402 - 5、レベル50又は同等以上の浮力を要しなければならない。 [DP]

17.2 出艇しようとする競技者は、「レース申告受付所」で出艇申告と帰着申告を、出艇申告は当該レー
スのD旗掲揚10分後までに、帰着申告は当該クラスのレース終了後(引き続きレースが行われた場
合は、そのレース終了後)60分後までに行わなければならない。ただし、レース委員会の裁量によ
りこの時間を延長することがある。海上にてH旗又はA旗が掲揚された場合、規則レース信号の意
味に加え、「ハーバーに帰着し、帰着申告を行うこと」を意味する。 [SP]

17.3 レースの中止又は延期により帰着した場合も帰着申告を行わなければならない。また、中止又は延
期されたレースが再開される場合、出艇前に指示17.2に従い再度出艇申告を行わなければならない。
[SP]

17.4 レースからリタイアする艇は、できるだけ早くレース委員会艇に伝えなければならない。

17.5 艇が救助を要請する場合には、救助する船に対して片手を高く上げて合図を送ることとする。た
だし、レース委員会又はプロテスト委員会は、危険な状態にあると判断したレース艇に対して、リ
タイアを勧告する。また、緊急救助を要すると判断した場合には、競技者の意思に拘わらず強制的に
救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠にはならない。これは規則62.1(a)を変更
している。

1 8 装備の交換 [NP]

損傷又は紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、
最初の妥当な機会に、書面によりレース委員会に行わなければならない。 [DP]

1 9 装備と計測のチェック [DP]

艇又は装備は、クラス規則と帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されるこ
とがある。水上で艇は、テクニカル委員会のメンバーにより、検査のために直ちに指定したエリア
に向かうことを指示されることがある。

2 0 航跡記録装置[NP][SP]

毎朝のブリーフィングで指定された艇は、レース委員会により準備された「航跡記録装置」を指定された位置に搭載しなければならない場合がある。機器は指示17.2で行われる出艇申告時に受け取り、帰着申告時に返却しなければならない。

2 1 運営艇

運営艇の標識は、次のとおりとする。

運営艇	識別旗
レース委員会	白地に赤字「RC」
プロテスト委員会	赤地に白字「PROTEST」
救助艇	緑地に白字「RESCUE」
報道艇	白地に緑文字「MEDIA」
テクニカル委員会	白地に赤字「MEASUREMENT」

2 2 支援艇

22.1 支援艇は大会受付を行い、ピンクフラッグを受けとらなければならない。[NP]

22.2 支援艇が出艇する際は、「レース申告受付所」で出艇申告と帰着申告を、出艇申告は当該レースのD旗掲揚10分後までに、帰着申告は当該クラスのレース終了後(引き続きレースが行われた場合は、そのレース終了後) 60分後までに行わなければならない。ただし、レース委員会の裁量によりこの時間を延長することがある。[NP]

22.3 支援艇は、最初にスタートするクラスの準備信号の時刻からすべての艇がフィニッシュするか若しくはリタイアするか、又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコール若しくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアから100m以上外側にいなければならない。[NP]

22.4 支援艇は、レース委員会が準備するピンク色旗の標識を海上にいる間掲揚しなければならない。[NP]

22.5 レース委員会は荒天等の理由により、支援艇に対し救助の要請を行う場合がある。それぞれのレース委員会艇がピンク色の旗を掲揚した場合は、それぞれのレース委員会艇から指示を受け、それに従わなくてはならない。

22.6 支援艇に乗艇する全ての要員は、競技艇の帆走に影響する行動(引き波を立てることを含む)を取ってはならない

2 3 ごみの処分

ごみは、支援艇又は大会運営艇に渡してもよい。

2 4 無線通信[DP]

緊急の場合を除き、レース中の艇は、無線送信も、すべての艇が利用できない無線通信の受信もしてはならない。またこの制限は、携帯電話にも適用される。ただし指示20の機器は含まない。

2 5 賞

賞は実施要項の通りとする。

2021年ナショナルチーム及び世界選手権大会への遠征補助選考についてはオリンピック強化委員会ホームページを確認のこと

<https://jsaf-osc.jp/selection/selection-049.php>

2.6 責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則4『レースをすることの決定』参照。主催団体及びこれに関わる全ての団体、役員その他全ての関係者は、競技者がレガッタ前、レガッタ中又はレガッタ後において受けた物的損傷又は個人の負傷もしくは死亡に対して責任を否認する。

2.7 規則違反によって生じた損害の補償

主催団体は、規則等に違反した艇の乗員に対して、その規則違反によって生じたすべての損害の補償を命じることができる。その損害の補償に関しては、主催団体の裁定に従うものとする。

2.8 その他

参加者は艇及び自身の映像や名称が放送、出版、広告媒体、その他へ露出されることについて同意するものとする。またこれに対する対価を求めることはできない。

